

通学路における交通安全の更なる確保について

1 背景

豊田市では、毎年計画的に通学路の交通安全の確保に関する取組を進めています。この取組に加えて、令和3年6月に発生した千葉県八街市における下校中の児童の交通死亡事故を受けて、緊急的に学校、警察、各道路管理者（国、県、市）は、危険箇所調査を実施し、対策案を取りまとめました。

なお、本取組は、同交通事故を受け、国（文部科学省、国土交通省、警察庁）からも通達が出されている取組です。

2 危険箇所調査(合同点検)について

通学路における交通安全の更なる確保に向け、次の視点で危険箇所の調査（合同点検）を行いました。

- ①見通しのよい道路や幹線道路の抜け道になっている道路など、車の速度が上がりやすい箇所や大型車の進入が多い箇所
- ②保護者、見守り活動者、地域住民等から市への改善要請があった箇所
- ③道路が狭い、見通しが悪い箇所等

3 危険箇所の調査結果について

危険箇所調査の結果、144か所を対策箇所として選定しました。危険要因や交通状況を踏まえ、対策を進めます。

危険箇所数（対策必要箇所数）144か所（対象小学校数56校）

※うち35か所は、既に道路管理者が危険箇所として把握しており、対策を進めている。

【危険を感じる主な要因別】

抜け道に利用されており危険を感じる	36.4%
車の速度が高く（上がりやすく）危険を感じる	29.5%
大型車の進入が多く危険を感じる	14.5%
その他（道路が狭い、見通しが悪いなど）	19.5%



4 対策方針

速やかに通学路の安全を確保するため、次の対策方針で整備を進めます。

- ①現在の道路幅の中で、十分な車道の幅と歩行空間が確保できる箇所については防護柵や縁石等を設置し、物理的に車道と分離された歩行空間を整備。
- ②現地の条件により物理的に分離された歩行空間の確保が難しい場合は、通学路であることを路面や看板で表示し、ドライバーへ注意喚起する。
- ③その他走行位置の誘導や横断対策など個別の状況に応じた局所的な対策を行う。
- ④上記の整備がすでに行われている場合や、通学路を通行する利用者が限られる場合は、交通安全立哨やチラシの配布などで、安全運転をお願いする。

5 対策箇所数について

対策方針に基づく対策箇所数は次のとおりです。

ハード対策 128か所

- ①物理的に分離された歩行空間整備 24か所
- ②ドライバーへの注意喚起（看板、路面表示） 97か所
- ③その他（ラバーポール、横断対策など） 7か所

ソフト対策 16か所

- ④交通安全立哨、地域等へのチラシの配布など 16か所

ハード対策

【道路管理者別内訳】

国道	5か所
県道	23か所
市道	100か所

対策イメージ



整備前

整備後

歩行空間整備

路面表示での注意喚起

交通安全立哨

6 対策の推進について

速やかに通学路の安全を確保するため、ハード対策については令和3年度、令和4年度の2か年で対策必要箇所の8割以上の対策完了を目指します。

令和3年度対策完了予定箇所数	14か所	（ハード対策箇所の約11%）
令和4年度対策完了予定箇所数	98か所	（ハード対策箇所の約77%）
令和5年度以降対策完了予定箇所	16か所	（ハード対策箇所の約12%）

2か年で100か所以上の対策完了を目指します！



7 通学路の交通安全について

今後は、今回の点検結果をフォローアップしつつ、引き続き、学校や地域の声をもとに、安全・安心な通学路が継続的に確保できるよう取り組みます。

また、通学路の交通安全を確保するには、道路側のハード対策だけでなく、道路を利用するドライバーの協力が必要不可欠です。ドライバーの安全意識を向上させるハード整備とソフト対策を効果的に組み合わせ、通学路における更なる交通安全の確保に取り組みます。



これからも継続的に、通学路を車と人が安全に通行できる取組を推進します。